

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 第3子以降保育料等無償化事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 保育支援係

電話番号：058-272-1111 (内2635)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 54,531千円 (前年度予算額：50,044千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	50,044	0	0	0	0	0	0	0	50,044
要求額	54,531	0	0	0	0	0	0	0	54,531
決定額	54,531	0	0	0	0	0	0	0	54,531

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・平成26年度に実施した少子化に関する県民意識調査では、既婚者の5割以上が理想の子どもの数を3人と回答している一方で、第3子を持たない理由として、4割以上が経済的負担を理由に挙げている。
- ・平成28年度から国において一定の所得要件を満たす場合に、第3子以降の保育料無償化が実施されている。
- ・女性の社会進出等に伴い、特に3歳未満児を中心とした保育ニーズは年々高まっており、国の所得要件を緩和することにより、第3子以降の子どもを持ちたいと考える保護者が、安心して子どもを産み育てることができる体制を整える。

(2) 事業内容

- ・保育料等無償化事業

県が定める所得要件（市町村住民税所得割課税額 97,000 円未満）の範囲において、市町村が 3 人以上の児童を現に扶養する多子世帯に対し、保育所、認定こども園、地域型保育事業所に係る 3 号認定子どもの保育料及び 2 号認定子どもの副食費を無償化する場合に、県が市町村に対し、保育料又は副食費の無償化に係る費用を補助する。また令和 2 年度予算から、待機児童対策として認可外保育施設を利用する児童についても補助の対象とするよう拡充した（3 歳未満児の保育料：上限 4.2 万円/月、3 歳以上児の副食費：上限 4,500 円/月）。

（３） 県負担・補助率の考え方

県 1 / 2 市町村 1 / 2

（４） 類似事業の有無

有（多子世帯に対する補助）

- ・岐阜県多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業（3 人以上子どもがいる世帯の病児保育事業利用料を無料化する費用に対する補助）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	54,531	
合計	54,531	

決定額の考え方

財政課で記載します。

4 参考事項

（１） 各種計画での位置づけ

- ・長期構想

V-1 子どもを生き育てやすい地域をつくる

- ・地域での子育て支援を充実する。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	第3子以降保育料等無償化事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）保育の実施主体であるため。
補助事業の概要	（目的）第3子以降の子どもを持ちたいと考える保護者が、安心して子どもを産み育てることができる体制を整える。 （内容）3人以上の子どもを現に扶養する多子世帯に対し、市町村が保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に係る3号認定子どもの保育料及び2号認定子どもの副食費を無償化する費用について補助する。
補助率	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （県1 / 2市町村1 / 2） （理由）保育の実施主体である市町村と同率の負担とするため。
補助効果	第3子以降の子どもの保育料及び副食費を無償化することにより、多子世帯の経済的負担感が軽減され、安心して子どもを産み育てることができる体制を整えることができる。
終期の設定	終期 令和6年度 （終期到来時の翌年度以降の事業方針：翌年度以降も継続）

（事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>第3子以降の子どもを持ちたいと思う保護者が、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。</p>
--

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H27年度末)	目標 (R2年度末)	目標 (終期)
第3子以降保育料等無償化事業実施市町村数	7	42	42

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度 <small>(予算額)</small>	R3年度 <small>(要求額)</small>
補助金 交付実績	0千円	230,000 千円	97,254 千円	86,596 千円	62,927 千円	50,044 千円	54,531千円
指標①目標		10	42	42	40	42	42
指標①実績		29	40	38	40	41	42

指標①達成率	%	290.0%	95.2%	90.5%	95.2%	(推計値) 97.6%	(推計値) 100%
--------	---	--------	-------	-------	-------	----------------	---------------

(前年度の成果)

多子世帯の保育料を減免することにより、経済的負担の大きい多子世帯の経済的支援を実施することができた。

(今後の課題)

- ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項
- ・ 少子化対策は県全体として取り組む課題であり、地域間格差が生じないように、実施市町村を拡大する取り組みが必要である。

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） <p>○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
(評価) ○	人口減少問題は県として重点的に取り組むべき事項であり、第3子以降の保育料等無償化は少子化対策の一環として事業実施の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） <p>○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価) ○	経済的負担感を理由に第3子以降の子どもをあきらめるケースが多く、保育料等の無償化に対する補助は有効である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） <p>○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
(評価) ○	保育料等が確定する年度後半に申請を受け付けるなど、申請者の事務負担の軽減に努めている。

(事業の見直し検討)

多子世帯の保育料等無償化は、少子化対策の一環として実施するものであり、県内における少子化の動向及び国の幼児教育無償化の実施状況を見ながら事業内容の見直しを行う。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 第3子以降の保育料等無償化は、少子化対策の一環として有効な事業であるため。